

教員の採用及び助教から准教授への昇任について

平成27年11月25日部局長会議決定

平成29年 2月22日部局長会議改正

2022年11月16日部局長会議改正

1 教員の採用について

- (1) 一般公募制度によりコンピュータ理工学部（文化研究センター及び語学研究センターを除く。）の専任教員を採用する場合は、博士の学位取得を条件とする。
- (2) 一般公募制度により、学外から専任教員を採用する場合は、助教以上の職とする。
- (3) 一般公募制度により、本学の大学院後期課程を修了した者（日本学術振興会において特別研究員（DC1、DC2）として採用された者に限る。）を当該修了後より引き続き専任教員として採用する場合には、助教の職とする。
- (4) 大学院後期課程の修了見込みの者を採用しようとする場合で当該採用の内定を受けた学生が学位を取得できなかった場合は、部局長会議において採用期日の変更が認められた場合を除き、採用取消しとする。
- (5) (3)により助教に採用された場合、2年間は、准教授に昇任できない。

2 助教から准教授への昇任について

- (1) 助教から准教授への昇任は、原則として一般公募制度による。
- (2) 1の(3)により助教として採用された職員のうち、以下の基準を満たす者を准教授職に相当する教育・研究業績を有する者として特例的に准教授へ学内昇任させる場合、当該教員の所属する部局長は、准教授への昇任を理事長に推薦するものとする。
 - ① 優れた人格識見を有し、かつ勤務成績が良好であること。
 - ② 教育的貢献及び大学運営に対する貢献が顕著であること。
 - ③ 学術研究等において、相当な実績を有すること。
- (3) (2)については、理事長は、当該年度において一般公募がない場合に実施することができることとし、その手続きについては「准教授から上級准教授への学内昇任規程」を準用するものとする。

3 適用日及び旧申し合わせ等の廃止

- (1) 1による教員の採用及び2による助教から准教授への昇任については、2015年11月25日以後に開始される専任教員の募集による採用者から適用し、それ以前に開始された専任教員の募集による採用者については、なお従前の例による。ただし、1の(2)については、2023年4月1日以降に採用する者から適用する。
- (2) 教員の採用条件等に関する人事委員会申し合わせ（平成13年1月16日人事委員会決定）は、廃止する。
- (3) 助教から准教授への学内昇任について（平成21年7月29日部局長会議決定）は、廃止する。